

質疑回答書（第1回）

令和7年1月17日 羽曳野市作成

質疑No.	資料名及びページ番号	質疑事項	質疑回答
1	実施要領 P.1	(7)事業期間について 契約締結日の翌日から令和12年3月29日(金)までとありますが、概略事業スケジュールでは、2029年12月末で施設全体竣工とあります。2030年1月～3月で何か事業があるのでしょうか。	定まった事業があるわけではないが、事業期間が長期に渡るため年度末までの事業期間を設定しています。
2	実施要領 P.2	優先交渉権者は、第三者損害賠償保険等本市が求める保険に加入すること。とありますが本市が求める保険とは何でしょうか。	要求水準書P.33、5.(2)工、工事保険等に記載のとおり「加入金額：対人1億円・1事故2億円・対物1千万円、加入期間：契約締結の翌日から工期未まで」とします。
3	実施要領 P.2	(8)提案上限価格で設計・工事・監理でわかれています。が、合計で越えなければ失格にならないという理解で良いでしょうか。それともそれぞれの設定上限額を超えないようにする必要がありますでしょうか。	提案上限価格の設計・工事・監理の合計を提案価格が超えた場合に、失格となります。
4	実施要領 P.4	実施体制について 施工会社と設計会社でJVを組成した場合、施工会社から構造の設計、監理主任技術者の配置を行いたい時に、施工会社の設計コンサルタントでの入札参加資格名簿に登録は必要でしょうか。	不要とします。
5	実施要領 P.4	電気設備、機械設備の施工主任技術者は兼任可と考えてよろしいでしょうか。	宜しいです。
6	実施要領 P.4	各配置予定技術者の兼任が認められていますが、兼任した場合の評価要領別表1における配点についてそれぞれ評価されるとしてよろしいでしょうか。	宜しいです。
7	実施要領 P.4	各設計主任技術者及び監理主任技術者について(5)に示す再委託をする場合、書面により発注者の承諾を得てなっていますが承諾の方法についてお示しください。	実施要領p.4(4)実施体制に、再委託をする場合の資格要件について、「次のイ②～④の資格を有する者に限る」と記載がありますが、「次のイ③～⑥及びオ②③の資格を有する者に限る。(設計監理管理技術者、建築施工主任技術者の再委託は不可)」に訂正いたします。設計・監理主任技術者の再委託を行う場合は、様式7-5に再委託先の担当者を記入し提出ください。
8	実施要領 P.4	実施体制について、監理技術者を配置しても尚、施工主任技術者を配置する必要があるのでしょうか、ご教示下さい。(建設業法の技術者配置との見解)	監理技術者とは別に、建築・電気設備・機械設備の各分野における施工管理を主に行う技術者を配置してください。監理技術者の兼任条件については、実施要領の通りです。
9	実施要領 P.4	『質疑No.1』について施工主任技術者の配置も必要な場合、元請業者が配置するのでしょうか、また下請業者から配置することも可能なのでしょうか、ご教示下さい。	実施要領p.4(4)実施体制に、再委託をする場合の資格要件について、「次のイ②～④の資格を有する者に限る」と記載がありますが、「次のイ③～⑥及びオ②③の資格を有する者に限る。(設計監理管理技術者、建築施工主任技術者の再委託は不可)」に訂正いたします。施工主任技術者の再委託を行う場合は、様式7-5に再委託先の担当者を記入し提出ください。
10	実施要領 P.4	『質疑No.1』について施工主任技術者の配置も必要な場合、電気設備及び機械設備の技術者は兼任可能でしょうか、ご教示下さい。	兼任可です。
11	実施要領 P.4	電気・機械設備の施工主任技術者は専任(常駐)で配置する必要があるのでしょうか、ご教示下さい。	専任(常駐)は不要とします。
12	実施要領 P.5	オ 施工主任技術者の②・③は、工事施工者の下請負企業となる設備施工会社が(5)再委託の要件を満たし、その所属するものが当該資格を有している場合は認められると考えてよろしいでしょうか。	実施要領p.4(4)実施体制に、再委託をする場合の資格要件について、「次のイ②～④の資格を有する者に限る」と記載がありますが、「次のイ③～⑥及びオ②③の資格を有する者に限る。(設計監理管理技術者、建築施工主任技術者の再委託は不可)」に訂正いたします。施工主任技術者の再委託を行う場合は、様式7-5に再委託先の担当者を記入し提出ください。
13	実施要領 P.7	6.(2)電子データによる提供資料のウ参考図について、CADデータを貸与頂けませんでしょうか。	CADデータは後日貸与予定です。(1月27日予定)

質疑回答書（第1回）

令和7年1月17日 羽曳野市作成

質疑No.	資料名及びページ番号	質疑事項	質疑回答
14	実施要領 P. 8	様式7-9 技術提案審査に係る提案書の提出について、CR-Rに格納する電子データはPDFで可と考えてよろしいでしょうか。	宜しいです。
15	実施要領 P. 9.11	参加資格確認書【様式4-2】、実績・体制審査に係る提案書【様式7-5】について、実績を証明する資料を添付とありますが、CORINSでも可でしょうか。	可とします。
16	実施要領 P. 9 様式5	(3) 提出資料 ウ 特定建設工事共同企業体協定書(案) →様式5の第7条(構成員の出資割合等)が参加表明時は確定できないためあくまで(案)として提出し、4月25日の技術提案提出時に適宜内容変更した確定版を再提出するという事で宜しいでしょうか。	宜しいです。
17	実施要領 P. 14	契約締結までに細目まで記載した契約代金内訳書の提出とありますが実施設計中のため詳細な数量・部材の想定は困難と想定されます。その場合一式計上としてよろしいでしょうか。	可能な限り細目まで記載をお願いします。細目記載が困難な項目に限って、一式計上も可とします。
18	実施要領 P. 14(3)イ	提案価格見積書に記載した項目に沿って細目まで記載した契約代金内訳書を提出とありますが、実施設計前見積となる為、当社施工実績ベースでの単価(機器、労務歩掛)と考えてよろしいでしょうか。(複合単価ではない)	宜しいです。
19	様式 4-2	参加資格確認書(設計業務・監理業務)と記載有りますが、設計業務と監理業務で別案件の場合は記載欄を下に追加して記入しても宜しいでしょうか。	宜しいです。
20	様式 4-2	②受注形態記載欄で、共同企業体受注(代表構成員)と記載がありますが、過去実績で設計施工JVで履行した案件は単独受注としてよいでしょうか。(※設計は弊社単独です)	宜しいです。
21	様式 5	特定建設工事共同企業体協定書(案)【様式-5】について、内容を確認したところ、甲型共同企業体様式と見受けられます。乙型共同企業体様式をいただくことはできないでしょうか。	特定建設工事共同企業体協定書(案)【様式-5】を参考とし、同等程度の内容を記載した乙型共同企業体様式の提出で可とします。
22	評価要領 別表1	統括代理人、現場代理人、監理技術者、各施工主任技術者について、業務実績に応じて加点されますが、該当工事に従事していた期間については問わないと考えてよろしいでしょうか。	宜しいです。
23	評価要領 別表2	地域経済への貢献の提案について、評価は絶対評価か相対評価のいずれでしょうか。市内企業への発注金額に応じた評価点の計算式がありましたらご教示をお願いします。また、建設工事以外での市内企業活用も評価対象と考えてよろしいでしょうか。	評価は絶対評価で、市内企業への発注金額に応じた評価は行いません。建設工事以外での市内企業活用も評価対象とします。
24	基本設計図書(案)	新庁舎と別館(既存)をブリッジでつなぐ計画ですが、消防法上は別棟との認識で宜しいでしょうか。また、新本庁舎整備に伴う別館の既存遡及はエレベーターのみに適用されるものと考えて宜しいでしょうか。行政とも協議済でしょうか。	宜しいです。詳細は実施設計段階でも継続検討・協議が必要です。
25	基本設計図書(案) P. 50	改修計画において、躯体に関わる構造の記載がないので、構造計算含めて不要と判断しています。詳細検討により、検討および設計・工事が生じた場合は追加的業務の扱いと理解してよろしいでしょうか。	質疑No. 27に関連しますが、計画した改修方法に関し構造計算による根拠づけは必要と考えます。
26	基本設計図書(案) P. 67	25. 工事区分表 1. テナント工事区分表(案)の記載がありますが、貸付区画の場所が不明となるためご教示願います。	本庁舎1階の売店、ATMコーナーを想定しています。
27	基本設計図書(案) P. 68	構造種別、形式、基礎形式は、要求水準および基本設計書で示す耐震性能を満足させることができれば新本館もブリッジも変更は可能と理解してよいでしょうか。	宜しいです。

質疑回答書（第1回）

令和7年1月17日 羽曳野市作成

質疑No.	資料名及びページ番号	質疑事項	質疑回答
28	基本設計図書（案） P. 69 要求水準書 P. 7	適用法令等のウ、国土交通省官庁営繕基準等で示されている『建築構造設計基準』に大地震動時の変形制限の記載があります。基本設計書内には1/160～1/250となっており制限値を満足していない結果となっています。方針としては、躯体の変形は必ずしも制限値を満足させなくても良いという理解でよろしいでしょうか。	変形制限値1/200以内は必ずしも満足させる必要はありません。ただし、実施設計の中で変形制限値1/200以内を満足する場合としない場合を比較検討し、耐震安全性および経済性を踏まえて、満足させるかどうかの方向性を判断していきます。
29	基本設計図書（案） P. 70	地盤改良の仕様の記載がないですが、工法含めて基本設計で想定している情報を提示してもらうことは可能でしょうか。	構造図（基本設計図）に地盤改良の仕様について記載しております。
30	基本設計図書（案） P. 73	別館改修計画の当該資料においては、主要構造部となる躯体を一部改修していますが、建築基準法の法的解釈・申請手続きの必要性・構造体の安全性の定量的根拠の情報が不明瞭です。実施設計で大きく方針が変わる可能性もあると思われるので、根拠を明確にしてもらうことはできませんでしょうか。	基本設計では構造改修方法の一案として提案しており、実施設計にて改修方法は適宜適切な方法をご検討下さい。手続き関連は実施設計での改修方法によりますが、現状の構造方法では一般的には構造に関する建築確認は不要と考えています。
31	基本設計図書（案） P. 80	P26の仕上表では無人管理有料駐車場設備（別途工事）と記載があるため26. 駐車場管制設備計画に記載のある内容は別途工事と考えて宜しいでしょうか。	別途工事と考えてよろしいです。
32	基本設計図書（案） P. 91	スケジュールに開発許可申請の記載がありますが、どのような内容が開発許可の対象になるのでしょうか。	区画形質の変更が開発許可の対象となることを想定しています。
33	基本設計図書（案） P. 91, 96	免震構造を採用した場合、構造評定委員会は最短で1か月・手続き及び国交省の大臣認定発行期間で3か月で少なくとも計4か月必要かと思えます。スケジュールが変わってくると思いますが、工期の延長含めて調整は可能と理解してよろしいでしょうか。また、免震の設計に必要な地震波を作成しますが、その場合は追加的業務の扱いとして費用含めて要求できるという認識でよろしいでしょうか。	着工時期の変更は不可能です。なお記載の免震構造採用に関する業務は本業務に含むものとします。
34	基本設計図書（案） P. 92	2. 工事ステップ・仮設計画概要 -1 に記載されているフェーズ0：敷地南仮設駐車場整備の内容が不明なため、詳細をご教示願います。	詳細を提示します。
35	基本設計図書（案） P. 96	6. 設計上の留意事項にて建物内部のサイン工事は別途と記載があるため、外部も別途工事との認識で宜しいでしょうか。	外部のサイン工事は本工事とします。また、内部サインに関する天吊りサインの下地工事及び消防検査等で建築検査に伴う必要最低限のサインは建築工事を含むこととします。
36	基本設計図書（案） P. 96	6. 設計上の留意事項にて・地震波について～免震構造～の記述がありますが、計画建物は耐震構造のため、誤記抹消文章と考えて宜しいでしょうか。	基本設計としては耐震構造となっておりますが、免震構造をご提案される場合は当該内容も含めた検証内容としていただくようお願いいたします。
37	要求水準書 P. 3	施工床の面積で記載しているように見受けられますが、法定床面積も提示してもらえないでしょうか。	「施工対象面積」とありますが、法定床面積を示すものとします。ただし、一部誤りがありましたので、改めて参考図の工事概要を提示します。
38	要求水準書 P. 4	事業スケジュールは契約後直ちにフェーズ0からの着手となりますが土壌汚染対策法等の届出書は提出済みと考えてよろしいでしょうか	事業スケジュールは参考資料として扱い、届出期間を含めた合理的なスケジュールを提案してください。実施要領P. 7、6. (2)電子データによる提供資料、イ別添資料2についても参照ください。
39	要求水準書 P. 4	事業スケジュールを立案するためにフェーズ3からフェーズ4に移行する引越期間をお示しください。	別途工事等含めて3ヵ月程度見込みます。
40	要求水準書 P. 4	5. 本事業の業務範囲 (4)「カガ」バス設計業務が対象外となっておりますが、提案価格見積書に「カガ」バス工事の金額算出があります。見積もり算出の資料が発行されると考えてよろしいでしょうか。	見積もり算出用の資料は、「インフラバス工事金抜き内訳明細書.pdf」を参照願います。
41	要求水準書 P. 4	5. 本事業の業務範囲（1）調査業務等 ア、埋蔵文化財調査の範囲と調査方法についてご教示のほどお願いいたします。	範囲は敷地全体とし、調査方法は関係官公庁等への協議・申請等手続き及び現場立会等とします。
42	要求水準書 P. 4	5. 本事業の業務範囲（1）調査等業務ア、埋蔵文化財調査で事業者が必要な調査内容をご提示ください。	範囲は敷地全体とし、調査方法は関係官公庁等への協議・申請等手続き及び現場立会等とします。

質疑回答書（第1回）

令和7年1月17日 羽曳野市作成

質疑No.	資料名及びページ番号	質疑事項	質疑回答
43	要求水準書 P. 4	5. 本事業の業務範囲（1）調査等業務イ. 電波障害調査の詳細内容がわかる具体的な仕様書をご提示ください。	別添資料5電波障害机上調査報告書.pdf を参照のうえ、適宜業務内容をお見みください。
44	要求水準書 P. 4	5. 本事業の業務範囲（1）調査等業務ウ. 周辺家屋調査が必要な対象範囲と建物規模がわかる資料をご提示ください。	周辺家屋調査が必要な家屋が無い前提としておりますが、DB事業者の判断においてお見みください。
45	要求水準書 P. 5	（3）その他本事業に含まれる関連業務ウ. テナント誘致に関連する支援及びテナントB設計B工事は、テナント事業者が設計を行い、テナント事業者とDB事業者が直接契約を行い施工するという理解で宜しいでしょうか。	B設計者は、羽曳野市が指定する設計者となります。契約当事者は質疑内容の通りです。
46	要求水準書 P. 10	（6）関係官庁等への届出手続き において・BELS認証取得に必要な検討及び申請業務を受注者の負担で行うこと。とありますが、認証取得の目的（補助金申請のため...等）をご教授願います。	脱炭素化推進事業債を活用するためのZEB取得を目的としています。
47	要求水準書 P. 10	（6）関係官公庁等への届出手続きにおいて、事業期間中、建築確認計画変更申請は2回見込むものとする。とありますが、確認済証交付後に2回の計画変更を見込まれている理由をご教授願います。また、工事施工段階において既に計画変更が見込まれる事項等がございましたら、併せてご教授願います。	新本館新築工事において、着工後の設計変更要望に対応するために計画変更を1回想定しています。加えて、新本館内において民間企業の店舗テナント誘致を計画しており、テナント設計に基づく設計変更に対応するために1回想定しています。
48	要求水準書 P. 12	地盤調査において必要と判断される追加の項目があれば、追加的業務の扱いとして費用含めて要求することは可能でしょうか。	想定される追加項目があれば提案価格見積書内でお見みください。
49	要求水準書 P. 12	別添資料3「アスベスト庁舎報告書」において、建築においては報告書がありますが、設備の配管やダクトのパッキン、断熱材等についてはアスベストなしとの認識で宜しいでしょうか。	「みなし」と認識し計画してください。
50	要求水準書 P. 13	3. 設計業務に係る要求水準 (6)に記載の精算見積もりは補助金対応用と考え、(金額・労務単価が拘束される為) 契約用明細は別と考えようでしょうか。(契約用明細は、材工別、当社単価、当社歩掛による明細)	契約用明細を(6)に記載の精算見積と別に作成しても構いません。ただし、(6)に記載の精算見積(金額・労務単価)を基本として、工事期間中の設計変更増減金額の管理をお願いします。
51	要求水準書 P. 13	基本設計書で、耐震構造となっています。免震構造を提案した場合は、工事・設計・申請(構造評定委員会)は追加的業務の内容と判断されるという理解でよろしいでしょうか。	本業務に含むものとします。
52	要求水準書 P. 13	イ. 追加的業務の内容と範囲 (Ⅱ) 工事費積算に関する追加業務において、公共建築工事積算基準に準じて、工事費を積算する。とありますが、施工者による工事費積算書とは別で必要とのことでしょうか。昨今の経済情勢により可能な限り事業費を抑制したい観点で、公共建築工事積算基準に基づく内訳書の提出は必須でなく、事業者提案に委ねるものとして頂けないでしょうか。	同義と考えて宜しいです。議会説明及び市民へ開示しなければならない背景から、合理的と判断できない根拠を認めることができませんので、公共建築工事積算基準を原則とすることとしています。
53	要求水準書 P. 13	(Ⅲ) 手続きに関する追加業務 c. 大臣認定申請の記載がありますが具体的な認定内容をご教示願います。	本提案において、大臣認定ルートを提案された場合に適用されます。
54	要求水準書 P. 14	(2)スケジュール管理 ア. 緊急防災・減災事業債の起債協議に係る図書一式(実施設計図・工事費内訳書)の提出とありますが、必要となる実施設計図はどのようなものを揃える必要がありますでしょうか。	床面積が分かる平面図一式及び建設費と備品費等が明示された工事費内訳書等を想定しています。
55	要求水準書 P. 14	ア. 緊急防災・減災事業債の起債協議に係る図書一式(実施設計図・工事費内訳書)の提出 2025年11月30日 期日が示されていますが、基本設計図書P91の工程表では2025年の12月末日に実施設計が完成し、積算を実施する工程となっております。相違している内容の詳細をご教示願います。	緊急防災・減災事業債の起債協議を2025年12月頃に予定しています。協議用資料として2025年11月末頃に実施設計図書の抜粋版をもとにした資料作成作業を想定しています。
56	要求水準書 P. 15	議場や大会議室等の建築音響、電気音響のシュミレーションで目標とする性能指標をご教示願います。	類似事例調査及び目標値の設定含め、実施設計業務として実施ください。

質疑回答書（第1回）

令和7年1月17日 羽曳野市作成

質疑No.	資料名及びページ番号	質疑事項	質疑回答
57	要求水準書 P.15	点検口の位置等は、行政サービスや災害対策活動を継続しながら維持管理が行えるよう工夫することと記載がありますが、具体的にどのような点に注意する必要があるのかご教示願います。	メンテナンス時に固定什器等を移設せず、容易に実施できるよう調整し、計画してください。
58	要求水準書 P.15	設計調査書を作成のうえ、監督員に提出すること。とありますが、調査書とは具体的にどのような内容のものを指すのかご教示願います。	設計調査書とは、調査結果をまとめた資料を意図しており指定様式などはございません。
59	要求水準書 P.15	(5) 別発注の関連業務に係る要件の実施設計への反映に記載のある内容は、別途設計内容との取り合い調整を行うという意味と理解して宜しいでしょうか。	宜しいです。
60	要求水準書 P.15	(6) コスト管理・工事費積算 別発注分も含む事業費が変動しそうな場合には～と記載がありますが、別途発注分の事業費をコスト管理することはできないと思いますのでDB事業者範疇でのコスト管理を行うと考えて宜しいでしょうか。	DB事業者範疇でのコスト管理を基本とします。
61	要求水準書 P.16	新庁舎の実施設計完了時に精算見積書を作成、提出すること。とありますが、施工者の工事費内訳書ではなく、設計内訳書が必要という理解で宜しいでしょうか。	宜しいです。
62	要求水準書 P.18	維持管理業務仕様書(案)の作成 とありますが、業務としては、仕様書を作成するための資料を収集し提供するという理解で宜しいでしょうか。	資料提供だけでなく、書類としてとりまとめを行ってください。詳細は監督員と協議の上、決定するものとします。
63	要求水準書 P.18	維持管理業務仕様書(案)とは、維持管理方針の概略がわかれば良いという理解で宜しいでしょうか。	概略を基本とするが、監督員と協議のうえ決定するものとします。また、業務区分は「第2 6. その他業務」に位置づけるものとします。
64	要求水準書 P.19	イ. 店舗テナント選定支援及び設計支援 受注者は、店舗区画の貸付条件、工事区分整理を行い、当該区画に入居する事業者を選定するための選定資料の作成を行うこと。と記載がありますが、具体的な内容が不明なため、詳細をご教示願います。	設計深度化と並行し、店舗区画ごとに工事区分表、貸付条件等を整理した内装設計指針書を作成してください。(工事着工前段階における工事施工指針書の作成を含みます。
65	要求水準書 P.19	受注者は、店舗区画に誘致したテナントが行う内装設計に起因する本体工事の設計変更調整を行うこと。とあるため、内装設計はR7.10末日までには完成するようお願いします。	実施設計期間中にテナント選定資料を作成し、その後の発注を予定しています。そのため予め計画変更申請を見込むものとしています。
66	要求水準書 P.23	(13)実施設計完了時の提出物(16)展示用模型について、範囲・材質等の詳細仕様をご教示願います。また、台座の有無についてもご教示願います。	隣接古墳との関係性及び計画地全体が入るよう範囲を設定してください。ハニカムボードスチレンボードゴールデンボード、スノーマット、アクリル板、印刷テクスチャ、模型用塗装スプレー等を基本とし作成してください。詳細仕様は作成時に別途相談とします。また、台座(展示什器)も本工事に含むものとします。
67	要求水準書 P.23	16) 展示用模型(縮尺 1/250 程度) ケース付き と記載がありますがサイズと範囲が不明です。1/250でどの範囲までの模型が必要かご教示願います。	隣接古墳との関係性及び計画地全体が入るよう範囲を設定してください。サイズは1600mm×1600mm程度とします
68	要求水準書 P.24	(3) 監理条件において、竣工後の監理報告を含む。とありますが、竣工後の監理報告とは「建築士法第20条3項」に基づく報告との認識でよろしいでしょうか。他に必要な書類等がございましたらご教授願います。	(4) 提出書類に記載のとおりとします。
69	要求水準書 P.25	(4) 提出書類につきまして、指定の様式がございましたらご提供をお願い致します。	契約後に提供する予定です。

質疑回答書（第1回）

令和7年1月17日 羽曳野市作成

質疑No.	資料名及びページ番号	質疑事項	質疑回答
70	要求水準書 P. 27	(5) 監理業務区分 イ. 設計内容を把握し施工者等に正確に伝えるための業務については、「処理方法」に記載されている内容から、実施設計者が行う意図伝達業務という認識でよろしいでしょうか。	通常、実施設計者が行う意図伝達業務については、設計施工一括のスキームの特性を踏まえて、実施設計期間中に実施されるべき業務として位置付けています。記載内容は、監理業務の標準業務でもある「設計図書に照らした施工図等の検討及び報告」等にならったものご理解ください。
71	要求水準書 P. 28, 29	「工. 工事の確認及び報告」の施工の検査立会い。及び「カ. その他業務」の検査職員、監督員が行う検査に向けた指導及び書類精査とあるものについて、御市が特に必要と認めた時期とありますが、具体的に想定されている時期や検査回数がございましたらご教授願います。	特にございません。
72	要求水準書 P. 30	現場代理人・監理技術者・施工主任技術者（建築）はフェーズ3においては常駐とし、それ以外は非常駐でも可と考えてよろしいでしょうか。	工事施工期間は新本館新築工事期間以外も対象とします。移転期間は現場常駐を求めません。
73	要求水準書 P. 30	電気設備、機械設備の施工主任技術者は非常駐でも可と考えてよろしいでしょうか。	宜しいです。
74	要求水準書 P. 30	(2) 工事施工全般の共通事項 ア. 基本条件 ・工事現場の見学会、視察等について、現時点での想定が既にあるようでしたら頻度をご教示下さい。	特にございません。
75	要求水準書 P. 30	(2) 工事施工全般の共通事項 ア. 基本条件 ・市民の理解を得て、工事を円滑に推進できるように、情報発信等を十分に行うこと。との記載があります。現行どのような情報発信を求めているのかご教示下さい。	現場のみならずウェブサイト等を通じた情報発信をイメージしています。
76	要求水準書 P. 31	(2) 工事施工全般の共通事項 イ. 施工条件に「行事等」とありますが、既に開催が決定されているものがあるようでしたら、時期・期間をご教示願います。	市議会の会期中においては、近接したエリアでの工事または騒音工事に対して配慮してください。全面休工の必要はありません。
77	要求水準書 P. 35	受注者が実施したアスベスト含有材使用状況調査の結果、アスベストの使用が認められた場合～契約金額に含むものとなりますが、公共事業のため公正な増減対象になる内容と理解しますが、その認識で宜しいでしょうか。	協議により決定するものとします。
78	要求水準書 P. 35	シ. 支給資材 の記載がありますが木材の積み込み及び加工ボリュームが不明のため、詳細をご教示願います。	適宜想定し、見込んでください。実際の数量が想定数量から乖離する場合は精算協議を行います。
79	要求水準書 P. 36	受注者は、建物引渡し前に躯体素面時の床衝撃音レベル（重量衝撃音）測定、室内騒音測定を実施することとありますが、設計目標値をご教示願います。	設計目標値は一般的に用いられる値を提案してください。
80	要求水準書 P. 44	(3) 関連工事支援 に記載のあるア～ケの工事内容は、別途設計・施工内容を考えて宜しいでしょうか。	宜しいです。ただし、関連工事に伴って本体建物へ反映すべき事項の調整等は本業務に含むものとします。
81	要求水準書 P. 45	(5) 新庁舎 PR パンフレット及び PR 動画の作成 とありますが、パンフレット印刷準備は別途と考えて宜しいでしょうか。	パンフレット印刷(100部)及びデータ提供を含みます。
82	要求水準書 P. 45	(5) 新庁舎 PR パンフレット及び PR 動画の作成 とありますが、PR 動画撮影手法の具体的な内容と動画再生時間をご教示願います。	PR動画撮影手法について、職員、及び関係者を出演者とする新庁舎の案内動画とします。動画再生時間は5分程度とします。
83	要求水準書 添付2, 3	実施設計段階（添付2）においては基本設計及び実施設計監修者が意図伝達・質疑対応を行うとありますが、工事施工段階（添付3）に関して、実施設計の意図伝達業務を工事施工者が実施するとあります。意図伝達の業務実態より、実施設計者が意図伝達業務を行うという認識でよろしいでしょうか。	添付2においては、実施設計段階に基本設計者が実施設計者へ設計意図伝達することを意図しています。添付3の工事施工期間においては、設計業務が完了済みであることに加えて、設計施工一括スキームであることを踏まえ、実施設計内容は設計業務期間中に監理者または施工者と共有されていることを前提としています。
84	その他	基本設計図書において、ZEB Readyが満たしていることがわかる計算書のご提供を頂きたいです。	後日提供予定です。

質疑回答書（第1回）

令和7年1月17日 羽曳野市作成

質疑No.	資料名及び ページ番号	質疑事項	質疑回答
85	その他	-	補足事項 公表済みの基本設計図書（案）について、2月よりパブリックコメントを実施予定につき、市民からのご意見によって一部変更する可能性があります。変更内容については実施設計段階での協議と致します。